

マイナンバーの届出について

労働保険事務組合所沢商工会議所は、番号法（マイナンバー法）に基づき、下記の使用目的のため、平成28年1月より雇用保険の手続きの際、雇用保険被保険者の個人番号（特定個人情報）の提供をお願いしております。

記載の使用目的以外で、ご提供いただいた個人番号（特定個人情報）を使用することはありません。また個人番号（特定個人情報）の取扱いについては、漏えい、不正利用防止等の観点から番号法に基づく安全管理措置を講じております。

つきましては、雇用保険の手続きを依頼される際には、当事務組合指定の「マイナンバー別表」をご提出くださいますようお願いいたします。また、個人情報保護並びに安全保持のため、書類の提出方法を下記のとおりとさせていただきます。お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、当商工会議所労働保険担当までお問い合わせください。

記

1. 使用目的

- ① 雇用保険被保険者資格取得届（雇用保険法施行規則様式第2号）作成
- ② 雇用保険被保険者喪失届（雇用保険法施行規則様式第4号）作成

2. 書類提出方法

提出方法を、郵送または持参のみとします。

書類を郵送にてご提出される場合は、特定記録郵便または簡易書留など、記録が残る郵送方法をお勧めいたします。

3. その他

雇用保険手続き完了後「マイナンバー別表」は当事務組合にて廃棄処分させていただきます。

以上

所沢商工会議所

電話 04-2922-2196 FAX 04-2923-6600

問い合わせ先 業務課 労働保険担当